【特定指定地域（大阪府A）】法人タクシーの登録手続一覧表

（　　色付の項目の書類は、会社でそろえるもの）

種別		提出（提示）書類								手数料
⑴はじめて登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	合格証の写し	講習修了証の写し	住民票の写し※2	4,000円
⑵登録の取消し処分後に再び登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	運転経歴書（第三号様式）※4	講習修了証の写し	住民票の写し※2	4,000円
		【⑹②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません。】								
⑶運転免許の停止（40日以上）及び運転免許証の失効により登録が消除され再び登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書（第二号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	運転経歴書（第三号様式）※4	—	住民票の写し※2	4,000円
		【⑹の手続きが終了していない場合は、登録できません。】								
⑷運転免許証を更新したとき		（更新済み）運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	—			1,300円
⑸事業者を変わったとき（大阪特定指定地域内に限る。）		—	申請用写真	—	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証交付申請書（第九号様式）	雇用条件及び雇用契約証明書	旧事業者から運転者証が返納されていることが必要		2,000円
⑹運転免許の失効又は停止処分を受けたとき＊再登録時は⑵を参照	①全ての場合に必要	＊運転免許の停止に係るものは処分通知書又はその写し			登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転免許の停止（40日以上、短縮関係なし）及び失効で届出が7日以上遅れている場合は、届出遅れの本人の理由書				
	②失効及び40日以上の免停の場合は①に加えて必要	—		運転者証	運転者証返納届出書（社印必要）	運転免許の停止（40日以上、短縮関係なし）及び失効で運転者証の返納が7日以上遅れている場合は、返納遅れの事業者の理由書				
⑺運転者証を紛失したとき		運転免許証	申請用写真	—		運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	てん末書（その事実を証する書面）			2,000円
⑻住所が変わったとき		（住所変更済）運転免許証	—		登録事項変更等届出書（第四号様式）	—			住民票の写し※2	—
⑼氏名が変わったとき		（氏名変更済）運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	—		住民票の写し※2	1,300円
⑽運転者証を損じたり、汚したとき		運転免許証	申請用写真	（損じ、汚した）運転者証	—	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	—			2,000円
⑾運転免許の種類や番号が変わったとき	①有効期限が変わったとき	（新規変更済）運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更等届出書（第四号様式）	運転者証訂正・再交付申請書（第十号様式）	—			1,300円
	②有効期限が変わらないとき	（新規変更済）運転免許証	—		登録事項変更等届出書（第四号様式）	—				—
⑿原簿の謄本交付（閲覧）を請求するとき		運転免許証	—	謄本交付（閲覧）請求書（第七号様式）		—				450円
⒀業務経歴証明書を請求するとき		運転免許証	—	登録運転者業務経歴証明書交付申請書（第十号様式の二）		—				450円

注意事項

※1. 上記の⑷⑹⑺⑻⑼⑽⑾の場合は、直ちに（7日以内）必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。
※2. 住民票の写しは、取得後3か月以内のものでコピーは不可
　　〇住民票の写しとは……市役所等で交付された本通
※3. 写真は、6か月以内に写した縦6センチ横4センチ角、無帽、無背景の顔写真（顔の大きさが3センチ以上）で、裏面に氏名、撮影年月日を記載してください。
※4. 上記の運転経歴書の経歴は「申請前2年以内に90日以上の乗務日数（暦日数ではありません。）」が必要です。（90日以上の経歴が取れない場合は、有効な合格証）
※5. 事業者は、運転者が退職又は行政処分（運転免許の40日以上の停止及び失効含む）を受けたとき、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに（7日以内）返納しなければなりません。
※6. 登録に関するお問合せは、登録課（TEL06－6933－5615）にお願いします。